

# 猪名川町地籍調査成果の閲覧及び交付に関する事務取扱要綱

令和7年9月29日

要綱第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）に基づき猪名川町が実施した国土調査の成果について、その利活用並びに住民サービスの向上のため、成果の閲覧及び交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「成果」とは、法第19条第2項の規定により認証された成果の地図及び簿冊並びにこれらに関わる成果をいう。

2 この要綱において「暫定成果」とは、法第19条第2項の規定による認証を受ける以前の成果であって、地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づく検査を本町が実施したものをいう。

(閲覧及び交付の場所)

第3条 成果の閲覧及び交付の場所は、猪名川町役場とする。

(閲覧に供する成果の種類)

第4条 閲覧に供する成果は、次に掲げるものとする。

- (1) 地籍図
- (2) 地籍図根三角点成果簿
- (3) 地籍図根多角点成果簿
- (4) 地籍図根測量網図
- (5) 地籍図根点座標及び位置図

(成果の閲覧)

第5条 成果の閲覧を行おうとする者は、猪名川町地籍調査成果閲覧申請書（様式第1号）を町長に提出することにより、閲覧を申請するものとする。

- 2 閲覧をする者は、係員の指示に従い、指定された場所で閲覧するものとする。
- 3 閲覧に際して、係員は、閲覧する者が成果品を汚損等しないように注意を促すものとする。

(成果の種類)

第6条 成果の写しの交付又は証明書の交付に供する成果は、次に掲げるものとする。

- (1) 一筆地図形（筆界点座標値を含む。）
- (2) 辺長図
- (3) 地籍集成図

(成果の写しの交付)

第7条 成果の写しの交付又は証明書の交付を受けようとする者は、猪名川町地籍調査成果交付申請書（様式第2号）を町長に提出することにより、交付を申請するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による証明書の交付申請があったときは、当該申請に係る成果の写しに法第19条第2項の規定により認証された成果と相違ないことを証明する旨を付記して交付するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による交付に当たっては、猪名川町手数料条例（平成12年条例第2号）第2条別表第3に規定する手数料を徴収するものとする。

(閲覧及び成果の写しの交付の例外)

第8条 町長は、第4条第1項各号に掲げる閲覧の申請又は第6条第1項各号に掲げる交付の申請があった場合において、当該成果が次の各号のいずれかに該当するときは、これに応じないことができるものとする。

- (1) 当該成果に誤りがあり、その調査又は修正を行っているとき。
- (2) 申請があった成果が、猪名川町情報公開条例（平成10年条例第26号）に規定する個人に関する情報に該当し、閲覧の申請又は成果の写しの交付申請を行った者が開示請求権を有していないとき。

(暫定成果の種類)

第9条 成果の写しの交付に供する暫定成果は、次に掲げるものとする。

- (1) 地籍図根三角点成果簿
- (2) 地籍図根多角点成果簿
- (3) 地籍図根測量網図
- (4) 一筆地図形（筆界点座標値を含む。）
- (5) 地籍集成図

(暫定成果の閲覧)

第10条 暫定成果の閲覧を行おうとする者は、町長にその旨を申し出るものとする。

- 2 暫定成果の閲覧の申出を行うことができる者は、前条第1号から第3号までに掲げる暫定成果にあつてはその地籍図根三角点又は地籍図根多角点を用いて測量を実施する者に、同条第4号又は第5号に掲げる暫定成果にあつては次に掲げる者に限るものとする。
  - (1) その土地の登記名義人又はその相続人
  - (2) 前号に規定する者からの委任を受けた者
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、国の機関（裁判所を含む。）又は地方公共団体の機関より公共事業、裁判又は筆界特定制度の用に供するため、暫定成果の交付を求められたときは、これに応じることができるものとする。
- 4 暫定成果の閲覧に当たっては、手数料の徴収を行わないものとする。

（暫定成果の写しの交付）

第11条 第9条各号に掲げる暫定成果の写しの交付を受けようとする者は、猪名川町地籍調査暫定成果（写）交付申請書（様式第3号）を町長に提出することにより、交付を申請するものとする。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、暫定成果の写しの交付について準用する。
- 3 暫定成果の写しは暫定成果であることを表記する。

（暫定成果の取扱い）

第12条 交付する暫定成果は、前条第1項の規定による申出のあった時点で測量又は調査が完了しているものに限り、実施する地籍調査事業に影響がない範囲で交付するものとする。

（暫定成果の写しの交付の利用）

- 第13条 暫定成果の写しの交付を受ける者又はこれを利用する者は、この成果が暫定であることを理解し、その利用に当たっては十分な確認及び点検を行うものとする。
- 2 暫定成果の交付により生じた損害等の責めは、すべて暫定成果の写しの交付を受けた者が負うものとし、町は一切の責めを負わない。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

## 猪名川町地籍調査成果閲覧申請書

年 月 日

猪名川町長 様

猪名川町地籍調査成果の閲覧及び交付に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により、  
次のとおり申請します。

閲覧申請者（窓口に来られた方）
名 前 :
住 所 :
連絡先 :

1. 申請地番

川辺郡猪名川町

---

2. 申請資料

- 地籍図
- 地籍図根三角点成果簿
- 地籍図根多角点成果簿
- 地籍図根点測量網図
- 地籍図根点座標及び位置図

受 付

## 猪名川町地籍調査成果交付申請書

年 月 日

猪名川町長 様

猪名川町地籍調査成果の閲覧及び交付に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定により、  
次のとおり申請します。

交付申請者（窓口に来られた方）	
名 前	:
住 所	: 〒      ー
連絡先	:

1. 申請地番

川辺郡 猪名川町

---

2. 申請資料     写しの交付     証明書の交付（必要な方に✓を記入）

種別	数量	単価	金額
一筆地図形（筆界点座標値を含む） <input type="checkbox"/> A4用紙 <input type="checkbox"/> A3用紙	筆	円	円
辺長図 縮尺 1/250 A4用紙	枚	円	円
地籍集成図 縮尺 1/500 A3用紙	枚	円	円
合計			円

※注意事項

- ・ 成果の内容は、地籍調査完了（法務局送付）時点のものであり、更新していません。  
地籍調査完了以降の土地の異動状況については法務局にてご確認ください。

受 付	交付済

## 猪名川町地籍調査暫定成果（写）交付申請書

年 月 日

猪名川町長 様

猪名川町地籍調査成果の閲覧及び交付に関する事務取扱要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付申請者（窓口に来られた方）
名 前 :
住 所 :
連絡先 :

1. 申請地番

川辺郡猪名川町

---

2. 申請資料

- 地籍図根三角点成果簿
- 地籍図根多角点成果簿
- 地籍図根測量網図
- 一筆地図形（筆界点座標値を含む。）
- 地籍集成図

受 付	交 付 済